

佐賀県環境影響評価条例(平成11年佐賀県条例第25号)第30条第2項の規定により、「平成28年度 一般廃棄物処理施設整備に伴う環境影響評価(事後調査結果)報告書」を作成したので、同条例第31条の規定により次のとおり公告します。

平成29年4月24日

佐賀県西部広域環境組合
管理者 塚部 芳和



1 事業者の氏名及び住所

氏名 佐賀県西部広域環境組合管理者 塚部芳和(伊万里市長)

住所 佐賀県伊万里市松浦町山形字上高尾5092番4

2 対象事業の名称、種類及び規模等

(1) 施設の名称 一般廃棄物処理施設

(2) 施設の設置場所

佐賀県伊万里市松浦町山形字上高尾5092番4他

(3) 施設の種類 焼却溶融施設、破碎施設

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

(5) 施設の能力(焼却溶融施設)

○処理対象物:可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理後の可燃残渣

○処理能力:205t/24h

(破碎施設)

○処理対象物:不燃ごみ、粗大ごみ

○処理能力:22t/5h

(6) 対象事業の実施区域

佐賀県伊万里市松浦町山形 地内

(7) 関係地域の範囲

伊万里市及び武雄市